

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の制度導入に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

「働き方改革推進支援助成金」 職場意識改善特例コースのご案内

重要なお知らせ

- 事業実施期間を5月31日から7月31日まで延長しました。
- 交付申請期限を5月29日から7月29日まで延長しました。
- 支給申請期限を7月15日から9月15日まで延長しました。

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、お子さまの休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、従業員が安心して休める環境を整備することが重要です。

このコースでは、特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

助成金の概要

特別休暇を就業規則に規定することに向けて、**支給対象となる取り組み費用の一部を助成**（助成率3/4など）します。【助成上限額：50万円】

対象

労働者災害補償保険の適用事業主で、
特別休暇の規定の整備を行う
中小企業の事業主(※)

(※) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成金支出までの流れ

事業実施期間（令和2年2月17日～同年7月31日）

1 A.特別休暇の整備、B.支給対象の取り組みを実施

A.特別休暇の整備

事業実施期間中に必要な手続きを経て、就業規則が施行されていることが必要です。

B.支給対象の取り組みを実施

■支給対象の取り組みは、事業実施期間中であれば、交付決定前でも対象となります。

■支給対象となる取り組み

- | | |
|--------------------|--|
| ①就業規則などの作成・変更 | ②外部専門家によるコンサルティング |
| ③労務管理担当者・労働者に対する研修 | ④人材確保に向けた取り組み |
| ⑤労務管理用機器の導入・更新 | ⑥労働能率の増進に資する設備の導入・更新
(パソコンなどの購入費用は対象となりません) |

2 交付申請書の提出【申請期限：7月29日】

交付決定

3 事業終了後、支給申請書の提出【申請期限：9月15日】

労働局の支給決定後
助成金の支給

留意事項

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら (<https://jgrants.go.jp/>)



ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室 にお尋ねください。